

香川県報



号 外

平成 18 年

2月10日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則 （みどり保全課） 一

規 則

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七号

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条 第四条）
- 第二章 指定希少野生生物の個体の取扱いに関する規制（第五条 第八条）
- 第三章 指定希少野生生物の生息地等の保護に関する規制（第九条 第十六条）
- 第四章 保護事業（第十七条 第二十条）
- 第五章 希少野生生物保護推進員（第二十一条）
- 第六章 雑則（第二十二条 第二十六条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）
第一条 この規則は、香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成十七年香川県条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

- 第一条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
- （指定希少野生生物の指定の案の公告）
- 第三条 条例第八条第三項の規定による指定の案の公告は、次に掲げる事項を香川県報（以下「県報」という。）に掲載して行うものとする。
 - 一 指定をしようとする希少野生生物の種の名称
 - 二 指定をしようとする理由
- （公聴会の開催等）
- 第四条 知事は、条例第八条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は条例第十七条第六項（条例第十九条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公聴会開催の日の三週間前までに公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の日の一週間前までに、当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。
- 3 公聴会は、県の職員のうちから知事が指名する者が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他の意見を聴こうとする案件に対し異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならぬ。ただし、その者が出席していないときは、その者が提出した第二項に規定する意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者（以下「公述人等」という。）の発言は、知事が意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人等が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は当該公述人等を退場させることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する事項を記載した調書を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第二章 指定希少野生生物の個体の取扱いに関する規制
(捕獲等の禁止の適用除外)

第五条 条例第十一条第二号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
二 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。))にあつては、知事に通知したもの)に限る。)。

三 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をするものであること。

イ 森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十条の三若しくは第三十八条又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十一条第一項若しくは第二項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であつて急を要するもの
ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであつて次に掲げる行為に伴つものであること(あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)。

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

ロ 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ハ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはラに掲げる施設(同号イに掲げる施設について

は駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

二 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

ヘ 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は繁殖のための施設を設置し、又は管理すること。

ト 道路を設置し、又は管理すること。

チ 信号機、防護柵、土留よつ壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

又 鉄道、軌道又は索道のプラットフォーム(上家を含む。)を設置し、又は管理すること。

ル 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

ヲ 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第一条第二項に規定する航路標識(以下単に「航路標識」という。)その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ク 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物を新築すること。

カ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

キ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

ク 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

ケ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

コ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

ク 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ル 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第一条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第五百二十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ム 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

要な行為

ウ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は香川県文化財保護条例（昭和三十年香川県条例第十七号）第四条第一項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為

エ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

カ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第四十四条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）
第六条 条例第十二条第一項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生生物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生生物の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請及び許可証等）

第七条 条例第十二条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

<p>二 捕獲等をしよつとする個体に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 種名</p> <p>ロ 卵又は種子を採取しよつとする場合にあっては、その旨</p> <p>ハ 数量</p> <p>三 捕獲等をする目的</p> <p>四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況</p> <p>五 捕獲等の方法</p> <p>六 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）</p> <p>七 捕獲等をしよつとする期間</p> <p>八 捕獲等をした個体を飼養栽培しよつとする場合にあっては、その飼養栽培場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面</p> <p>二 捕獲等をした個体を飼養栽培しよつとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び天然色写真</p> <p>三 捕獲等をしよつとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面</p> <p>3 条例第十二条第六項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、第一号様式によるものとする。</p> <p>4 条例第十二条第七項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>一 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>二 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日</p> <p>三 捕獲等に従事する者の住所及び氏名</p> <p>5 従事者証は、第二号様式によるものとする。</p> <p>6 条例第十二条第八項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p>	<p>一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日</p> <p>三 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情</p> <p>7 許可証又は従事者証の交付を受けた者は、その許可証又は従事者証の効力を失った日から起算して三十日以内にこれを知事に返納しなければならない。</p> <p>8 条例第十二条第十一項の規定により知事に報告しなければならない捕獲等の結果は、当該許可の捕獲等に係る個体の市町別の数量及び処置の概要とする。</p> <p>（個体の取扱方法）</p> <p>第八条 条例第十二条第十二項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。</p> <p>二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。</p> <p>第三章 指定希少野生生物の生息地等の保護に関する規制</p> <p>（指定希少野生生物保護区の指定の公告）</p> <p>第九条 条例第十七条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 指定希少野生生物保護区の名称</p> <p>二 条例第十七条第二項に規定する指定希少野生生物保護区の指定の区域等の案</p> <p>三 前号に掲げる事項の縦覧場所</p> <p>（指定希少野生生物保護区における行為の許可の申請）</p> <p>第十条 条例第十八条第二項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>一 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>二 行為の種類</p> <p>三 行為の目的</p> <p>四 行為の場所</p>
--	---

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法（指定に係る指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。）

七 行為の着手及び完了の予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

（既着手行為の届出）

第十一条 条例第十八条第五項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の完了の年月日又は予定年月日

2 条例第十八条第五項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）

第十二条 条例第十八条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法

第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ハ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

二 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ホ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ヘ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ト 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、指定希少野生生物保護区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十八条第一項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十五条第二項の規定による協議に係るも

のを含む。)を改築し、又は増築すること。

チ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
リ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

又 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ル 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

ヲ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、工口配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ワ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)

カ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ク 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

ケ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

コ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。

ツ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

ネ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ナ 航空法第二条第四項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ラ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ム 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。

ウ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

エ 電柱を設置すること。

ノ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。

オ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。

ク 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。

ヤ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

マ 送水管を農地に埋設すること。

ケ 社寺境内地又は墓地において馬厩、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

コ 宅地のように壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、

又は増築すること。

工 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

テ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（②又は⑦に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において②又は⑦に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(1) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの

(2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(3) 旗ざおその他これに類するもの

(4) 門、塀、給水設備又は消火設備

(5) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三号に規定する建築設備

(6) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(7) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

- ア 条例第十八条第一項の規定による許可を受けた行為（条例第三十五条第一項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- 二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- ロ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ハ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

ニ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

ホ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

ヘ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること

と（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあつては、知事に通知したものに限る。））。

四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

ハ 指定希少野生生物保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

ヘ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

ト 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

七 知事が指定する湖沼又は湿原において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

- イ 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ロ 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 船舶から冷却水を排出すること。

二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水道（以下「下水道」という。）に汚水若しくは廃水を排出すること、又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

ホ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。

ヘ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

ト 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車両若しくは動力船

を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車両又は動力船を使用すること。

チ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

リ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

又 港湾法第四条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第十八条第一項第六号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるものを除く。）

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第十八条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第十八条第一項第十二号及び第十三号に掲げるものを除く。）

ハ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保

護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

二 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

水 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

へ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

ト 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為を除く。）。

チ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八條第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第三百三十四條第一項の規定により選定された重要文化的景観又は香川県文化財保護条例第四

条第一項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第二十六条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財若しくは同条例第三十一条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）

リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

又 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ル 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ヲ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ワ 工作物の修繕のための行為

十 条例第十八条第一項第六号に掲げる行為であつて同条第六項第三号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第十三条 条例第十八条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

一 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の完了の年月日又は予定年月日

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万の一以上の地形図を添付しなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第十四条 条例第十九条第四項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 第五条第四号ラ、第十二条第一号ニ、ハ若しくはノ又は同条第九号又からワまでに掲げる行為
 - 二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと、又はそのための標識を設置すること。
 - 三 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - 四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。
 - 五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
 - 六 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第一条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
 - 七 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は香川県文化財保護条例第三十一条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること、及び土地の形質を変更することを除く。）
 - 八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
 - 九 前各号に掲げる行為に附帯する行為
（立入制限地区内への立入りの許可の申請）
- 第十五条 条例第十九条第五項の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 二 立入りの目的となる行為
 - 三 立入制限地区の位置及び名称

四 立ち入る者の数及び立入りの方法

- 五 立入りの開始の予定年月日及び立入りの予定期間
 - 2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。
- （立入制限地区の指定の公告）
- 第十六条 条例第十九条第七項において読み替えて準用する条例第十七条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を県報に掲載して行うものとする。
- 一 立入制限地区の名称
 - 二 立入制限地区の指定の区域の案
 - 三 前号に掲げる事項の縦覧場所
- 第四章 保護事業
- （保護事業の確認の申請）
- 第十七条 条例第二十五条第二項の確認を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 地方公共団体の名称及び代表者の氏名
 - 二 保護事業を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、保護事業の事業計画書を添付しなければならない。
- （保護事業の認定の申請）
- 第十八条 条例第二十五条第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、法人以外の団体にあつては名称、代表者の住所及び氏名）
 - 二 保護事業を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、保護事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の略歴を記載した書類（法人又は法人以外の団体にあつては、現に行っている業務又は活動の概要を記載した書類）
 - 二 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の名及び略

歴を記載した書類

三 法人以外の団体にあつては、当該団体の構成員の住所及び氏名並びに代表者の略歴を記載した書類その他知事が必要と認める書類

3 条例第二十五条第三項の認定を受けた者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

(認定保護事業の告示)

第十九条 条例第二十五条第四項の規定による告示は、認定を受けた保護事業を行う者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、法人以外の団体にあつては、名称、代表者の住所及び氏名)を県報に掲載して行うものとする。(保護事業の廃止等の通知)

第二十条 条例第二十五条第三項の認定を受けた者は、条例第二十七条第一項の規定による通知を行う場合において、次に掲げる事項を記載した通知書を速やかに知事に提出しなければならない。

一 認定を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、法人以外の団体にあつては、名称、代表者の住所及び氏名)

二 認定を受けた年月日

三 認定を受けている保護事業を廃止し、又は保護事業計画に即して実施することができなくなった理由及びその年月日又は予定年月日

第五章 希少野生生物保護推進員

第二十一条 条例第二十九条第四項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

一 指定希少野生生物の個体に関する研究又は教育を目的とする調査

二 指定希少野生生物の個体の保護のための移動又は移植を目的とする調査

2 推進員は、前項の調査のために希少野生生物の捕獲等をする場合は、香川県希少野生生物保護推進員証(第三号様式)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 推進員は、第一項各号に掲げる調査のための希少野生生物の捕獲等について、別に定めるところにより知事に報告するものとする。

第六章 雑則

(国等に関する協議の適用除外等)

第二十二条 条例第三十五条第二項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるものイ 国等の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(あらかじめ、知事に通知したものに限り。)

ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限り。)

ハ 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合

(1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

(2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくくぼた山崩壊防止工事を行うこと。

(7) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為若しくは同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査又は香川県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同

条例第二十六条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第三十一条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為

(8) 第五条第四号ウに掲げる行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(9) 法令に基づき国等の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの

(1) 第五条第四号イからオまで(ウを除く。)に掲げる行為

(2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。

(3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

(4) 雪崩の防止のための工事を行うこと。

(5) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第一条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」といふ。)を設置し、又は管理すること。

(6) 下水道を設置し、又は管理すること。

ホ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

二 条例第十八条第一項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの

イ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げるもの

(1) 下水道を改築し、又は増築する場合

(2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ロ 国等の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの

(1) 漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(2) 漁業取締りのために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(3) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(4) 国等の試験研究機関が試験研究のために車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(5) 法令に基づき国等の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(6) 自衛隊が車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

二 国等の試験研究機関が試験研究のために野生生物の個体その他の物の捕獲等をする場合

ホ イからニまでに掲げるもののほか、次に掲げる場合

(1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為を除く。)

(2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(条例第十八条第一項第七号及び第十号から第十三号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づき都市計画事業の施行として行う場

合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定若しくは同法第九十二条第一項の規定する埋蔵文化財の調査又は香川県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十六条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第三十一条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為をする場合

(4) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

ヘ イからホまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

三 条例第十九条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げる行為をするためのもの

イ 雪崩の防止のための施設を設置すること。

ロ 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第六条第一項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ハ 国等の試験研究機関が試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等をする（こと）あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ニ 第一号ハ（イ）に掲げる行為

ホ 第五条第四号ウに掲げる行為

ヘ 海上保安庁が航路標識を設置し、若しくは管理すること、又は水路業務を行うこと。

ト ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

チ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第一項に規定する自衛隊の任務として行う行為

リ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

又 イからリまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第三十五条第三項の規定で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第二号イに掲げるもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

ロ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ハ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

ニ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百零一条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定若しくは同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査又は香川県文化財保護条例第四条第一項の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十六条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定若しくは同条例第三十一条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為

ホ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

ヘ 前項第二号ハ（イ）に掲げる場合

三 前各号に掲げるものに附帯する行為をする場合

（教育又は学術研究のための捕獲等の届出等）

第二十三条 第七条第一項及び第二項の規定は、第五条第二号及び第四号の規定による届

出について準用する。この場合において、第七条第一項第四号中「捕獲等をする区域」とあるのは、第五条第四号の規定による届出については、「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第二十四条 第十条の規定は、第十二条第三号トの規定による届出について準用する。

(添付図書の省略)

第二十五条 条例第十二条第一項、条例第十八条第一項若しくは条例第十九条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第十八条第五項若しくは第七項、第五条第二号若しくは第四号若しくは第十二条第三号トの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあつては、第七条第二項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十条第二項(前条において準用する場合を含む。)、第十一条第三項、第十三条第一項又は第十五条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真(第三項において「添付図書」という。)(のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十二条第二項、条例第十八条第二項若しくは条例第十九条第五項の規定による許可の申請又は条例第十八条第五項若しくは第七項、第五条第二号若しくは第四号若しくは第十二条第三号トの規定による届出に係る行為が輕易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

(立入検査者等の証明書)

第二十六条 条例第十四条第二項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の身分を示す証明書は、第四号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列6番)

(表面)

指定希少野生生物捕獲等許可証		
		第 号 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
香川県知事		印
住 所 (主たる事務所の所在地)		
氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
種 名 (卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨)		
数 量		
目 的		
区 域		
方 法		
条 件		

(裏面)

注 意		
<p>1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 この許可証は、その効力を失った日から起算して30日以内に、香川県知事に返納しなければならない。</p> <p>3 この許可証を返納する際次の欄に所要事項を記入することにより、香川県希少野生生物の保護に関する条例第12条第11項の規定による報告とすることができる。</p>		
捕獲等の場所	捕獲等をした数量	処置の概要

捕獲等の場所には市町名及び大字名を記入し、大字名ごとに実施した内容をまとめて記入すること。

第2号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列6番)

(表面)

指定希少野生生物捕獲等従事者証			
有効期間	年 月 日から	第 年 月 日	号 日
	年 月 日まで		
香川県知事			印
捕獲等に従事する者			
住 所			
氏 名			
指定希少野生生物捕獲等許可証の番号			
捕獲等の許可を受けた者の氏名(名称及び代表者の氏名)			
種名(卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨)			
数 量			

(裏面)

目 的			
区 域			
方 法			
条 件			

注意

- 1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から起算して30日以内に、香川県知事に返納しなければならない。

第3号様式(第21条関係)

(表面)

9センチメートル

香川県希少野生生物保護推進員証

第 号

写真

住所
氏名
任期 年 月 日から
年 月 日まで

上記の者は、香川県希少野生生物の保護に関する条例第29条第1項の希少野生生物保護推進員である。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

(裏面)

香川県希少野生生物の保護に関する条例(抜粋)

(希少野生生物保護推進員)

第29条 知事は、希少野生生物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生生物保護推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 希少野生生物の保護に関する啓発をすること。
- 二 希少野生生物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- 三 希少野生生物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生生物の保護のため必要な助言をすること。
- 四 希少野生生物の保護に関する活動を行うものに対し、その活動の支援に必要な助言及び指導をすること。
- 五 希少野生生物の保護のため県又は市町が行う施策に必要な協力をすること。

3 略

4 推進員が希少野生生物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第11条の規定は、適用しない。

5 略

香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則(抜粋)

第21条 条例第29条第4項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

- 一 指定希少野生生物の個体に関する研究又は教育を目的とする調査
- 二 指定希少野生生物の個体の保護のための移動又は移植を目的とする調査

2・3 略

第4号様式(第26条関係)

(表面)

9センチメートル

身分証明書

第 号

写真

所属
職名
氏名

上記の者は、香川県希少野生生物の保護に関する条例第14条第1項、第21条第2項及び第22条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

(裏面)

香川県希少野生生物の保護に関する条例(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少野生生物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生生物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生生物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 略

(報告徴収及び立入検査等)

第21条 略

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、指定希少野生生物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生生物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3・4 略

(実地調査)

第22条 知事は、第17条第1項又は第19条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2~4 略

